

経済財政運営と改革の基本方針について

〔平成 25 年 6 月 14 日〕
閣 議 決 定

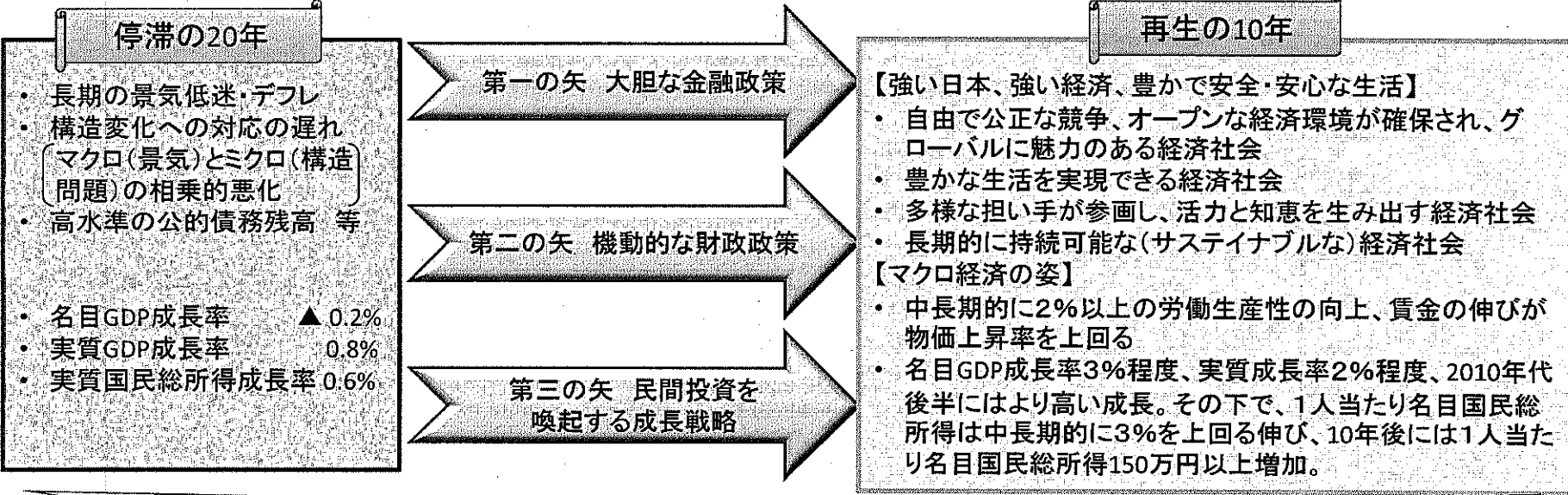
経済財政運営と改革の基本方針について、別紙のとおり決定する。

「経済財政運営と改革の基本方針」のポイント

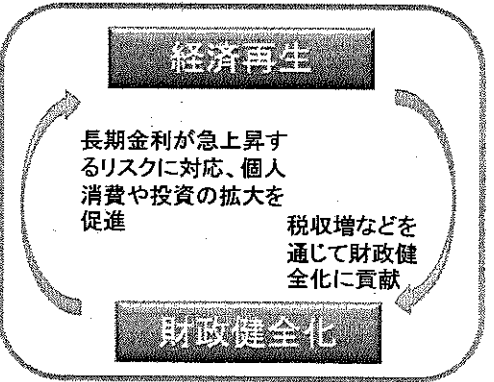
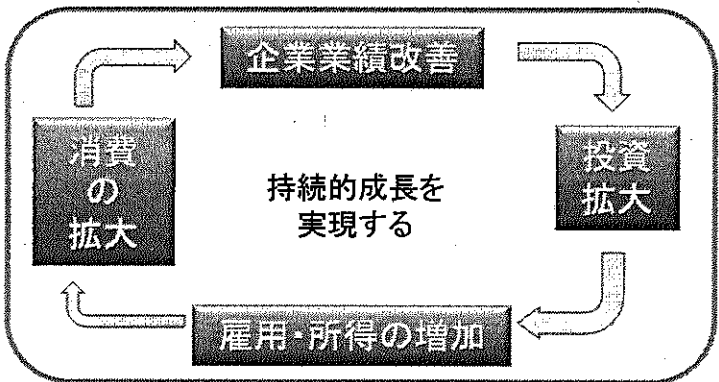
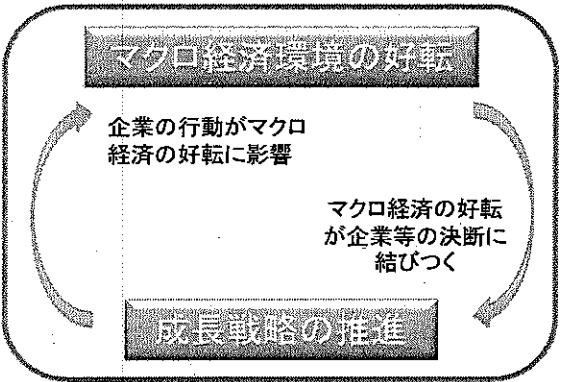
～「再生の10年」に向けた今後の経済財政運営及び基本戦略～

○相互に補強し合う関係にある「三本の矢」(いわゆるアベノミクス)を一体的に推進。市場の期待は大きく変化、実体経済面でも景気は持ち直し。目指すマクロ経済の姿及び実現の道筋を明示。

○成長戦略をはじめとして、本方針に掲げた重要政策を今後長期にわたり着実に推進することをコミット。デフレから早期脱却し日本経済を再生。また、そうした政策実行の先に目指すべき経済社会の姿を明示。



三つの好循環の起動



経済財政運営と改革の基本方針(概要)

第1章 デフレ脱却・日本経済再生と目指すべき姿

停滞の20年を踏まえれば、「再生の10年」に向け「三本の矢」が不可欠であること、「三本の矢」が一体的でなければならないことを明確にし、今後の経済財政運営及び基本戦略を提示

- 相互に補強しあう関係にある「三本の矢(アベノミクス)」を一体として、これまでと次元の異なるレベルで強力に実行。市場の期待は大きく変化。実体経済面でも景気は持直し。
- 同時に、「三つの好循環」を起動し、「三本の矢」の効果を最大限に発揮
 - ・ **持続的経済成長の好循環**: 企業収益、国内投資、賃金・雇用、消費への波及・拡大。この好循環を起動させるため、政府、経営者、労働者が連携し、包括的に取り組むことが必要。
 - ・ **マクロ経済(景気)とミクロ面(構造問題)の好循環**: マクロ経済環境の好転の下で、成長戦略が効果を発揮。
 - ・ **経済再生と財政健全化の好循環**: 市場等の信認確保の下で経済を再生。それが財政健全化にも結びつく。
- 「再生の10年」を通じて目指すマクロ経済の姿
 - ・ 中長期的に**2%**以上の労働生産性向上。賃金の伸びは物価上昇率を上回るとともに、雇用機会が拡大。
 - ・ 名目GDP成長率**3%**程度、実質GDP成長率**2%**程度、2010年代後半には、より高い成長の実現を目指す。
 - ・ その下で、一人当たり名目国民総所得(名目GNI)は中長期的に**3%**を上回る伸びとなり、10年後には、**150万円**以上増加することが期待される。
- 目指すべき経済社会の姿
 - ・ 自由で公正な競争、オープンな経済環境が確保され、グローバルに魅力ある経済社会
 - ・ 豊かで安全・安心な生活を実現できる経済社会
 - ・ 多様な担い手が参画し、活力と知恵を生み出す経済社会
 - ・ 長期的に持続可能な経済社会

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

成長戦略の基本設計を提示するとともに、教育等を通じた能力・個性を發揮するための基盤強化、復興の加速及び地域の再生、持続可能性を高める基盤づくり、さらには公的部門の改革等を通じて、目指すべき経済社会を実現。

- 「日本再興戦略」の基本設計: 政府による長期のコミットメントの下、基本設計を踏まえて成長戦略を具体化・推進、リスクを伴う投資等に挑戦する国民や企業経営者の決断を後押しする。
 - ① 日本産業再興プラン: 民間投資の喚起、人材育成や科学技術イノベーションの促進によ

る労働生産性の向上。民間の力を最大限に発揮させるよう市場機能を向上。

②**戦略市場創造プラン**:日本が国際的強みを持ち、将来の成長が見込まれる分野について、新たなビジネスを展開するための社会インフラを整備するとともに、これまでの規制・制度を見直し、世界に先駆けて課題解決。

③**国際展開戦略**:グローバル化のメリットを活かして、持続的な成長を実現。

- 復興の加速等:復興の加速、福島復興・再生、『新しい東北』の創造等
- 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化:教育再生、文化芸術・スポーツの振興、女性の力の最大限の発揮、少子化危機突破、若者・高齢者等の活躍推進、セーフティネットの整備等
- 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし:特色を活かした地域づくり、農林水産業・地域の活力創造、中小企業・小規模事業者の躍進
- 長期的に持続可能な経済社会の基盤確保:持続可能性を重視した中長期投資の推進、地球環境への貢献、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組、安全・安心な社会の実現(消費者行政、治安・司法、防衛等)、資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等
- 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革:行政改革、地方分権改革、公的部門への民間参入促進、世界最高水準の電子政府の実現等。また、公務員制度改革を積極的に推進。

第3章 経済再生と財政健全化の両立

経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指す。

- 財政健全化目標**:経済再生と財政健全化の両立に向けた取組の下で、国・地方のPBについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指す。
- 財政健全化の取組方針**:
 - ・本基本方針を踏まえた「中期財政計画」を早期に策定するとともに、中長期の経済財政の展望を示す。
 - ・2015年度の目標達成に向けては、歳出面では、義務的経費を含めて踏み込んだ見直しを行う。地方財政については、国の取組と歩調を合わせて抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、行政事業レビュー・政策評価の適切な反映などPDCAを徹底し、歳出の無駄の排除、予算の重点化・効率化と政策税制の適正化を進める。
 - ・2020年度のPB黒字化に向け、PB対象の歳出・歳入の対GDP比の乖離を着実に解消していく必要。
- 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方**:
 - ・**社会保障**:健康長寿化、ICT化、後発医薬品の使用促進などを通じて、国民の健康が増

進され、効率的に社会保障サービスが提供される体制を目指す。社会保障制度改革について、国民会議で検討を進めるなど、社会保障・税一体改革を推進する。

- ・ **社会資本整備**:財政制約、人口構造等の変化、巨大災害・社会資本の老朽化への対応等の課題に直面するなか、①民需誘発効果や投資効率等を踏まえた、選択と集中の徹底した実行、②ライフサイクルの長期化・コスト低減等を通じた社会資本の効率的・効果的な活用、③民間の資金・ノウハウを活用する PPP/PFI への抜本的転換、などに取り組む。
- ・ **地方財政**:必要な財源を確保しながら、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。そのためには、今後の経済成長の動きと合わせた地方税収の確保や歳出の重点化・効率化などにより、地方財政を歳入面、歳出面から改革することが重要。

第4章 26年度予算編成に向けた基本的考え方

○予算編成の在り方:

- ・ 平成 26 年度予算については、中期財政計画等に基づき、平成 25 年度予算に引き続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。
- ・ その際、本基本方針や「日本再興戦略」を踏まえ、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。

- 今後の取組: 民需主導の持続的成長と財政健全化の両立に向けた道筋を明らかにするため、今夏に、次年度の経済財政の姿と予算に係る「予算の全体像」を経済財政諮問会議においてとりまとめるとともに、中長期の経済財政試算を示し、中期財政計画及び概算要求基準を策定する。

経済財政運営と改革の基本方針
～脱デフレ・経済再生～

平成25年6月14日

経済財政運営と改革の基本方針 (目次)

第1章 デフレ脱却・日本経済再生と目指すべき姿 ————— 1

1. 停滞の20年 1
2. デフレからの早期脱却と「再生の10年」に向けた基本戦略 2
 - (1) 第一の矢「大胆な金融政策」 3
 - (2) 第二の矢「機動的な財政政策」 3
 - (3) 第三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」 4
 - (4) 企業から家計への波及、雇用と所得の増加へ 4
 - (5) 経済再生と財政健全化の好循環 5
 - (6) 「再生の10年」を通じたマクロ経済の姿とその道筋 6
3. 目指すべき経済社会の姿 7

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 ——— 10

1. 「日本再興戦略」の基本設計 10
 - (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) 10
 - (2) 新たな成長分野の開拓(戦略市場創造プラン) 13
 - (3) グローバル化を活かした成長(国際展開戦略) 13
2. 復興の加速等 14
3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化 15
 - (1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興 15
 - (2) 女性の力の最大限の発揮 15
 - (3) 少子化危機突破 16
 - (4) 若者・高齢者等の活躍推進、セーフティネットの整備 16
4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし 16
 - (1) 特色を活かした地域づくり 17
 - (2) 農林水産業・地域の活力創造 18
 - (3) 中小企業・小規模事業者の躍進 18
5. 長期的に持続可能な経済社会の基盤確保 19
 - (1) 持続可能性を重視した中長期投資の推進等 19
 - (2) 地球環境への貢献 19
 - (3) 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組 19
 - (4) 安全・安心な社会の実現等(消費者行政、治安・司法、防衛等) 20
 - (5) 資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等 21

6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革 22
 - (1) 行政改革等の推進 22
 - (2) 地方分権改革の推進等 23
 - (3) 公的部門への民間参入促進 23
 - (4) 世界最高水準の電子政府の実現 24

第3章 経済再生と財政健全化の両立 _____ 25

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方 25
2. 財政健全化への取組方針 25
3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 26
 - (1) 持続可能な社会保障の実現に向けて 26
 - (2) 21世紀型の社会資本整備に向けて 29
 - (3) 地方行財政制度の再構築に向けて 31
4. 実効性あるPDCAの実行 32

第4章 平成26年度予算編成に向けた基本的考え方 _____ 34

1. 景気の現状と経済の先行き 34
2. 中長期の経済財政の展望を踏まえた取組 34
3. 平成26年度予算編成の在り方 34
4. 今後の取組 35

第1章 デフレ脱却・日本経済再生と目指すべき姿

1. 停滞の20年

(低成長とデフレ)

1990年代初頭におけるバブル崩壊を大きな節目として、日本経済は現在に至る約20年間、総じて低い経済成長に甘んじてきた。この間の日本の実質国内総生産(実質GDP)¹成長率は0.8%、名目国内総生産(名目GDP)成長率は▲0.2%にとどまり²、日本人の実質的な購買力の大きさを表す実質国民総所得(実質GNI)³の成長率も0.6%とOECD諸国の中で最も低いパフォーマンスとなった。さらに、このプロセスの中で、日本経済は戦後初めて、また、世界の中でも例外的に、デフレを経験することとなり、多くの国民が生活の豊かさを実感できなくなった。

とりわけ、2008年後半に生じたリーマンショック及びその後の欧州政府債務危機により生じた世界経済の信用収縮と成長鈍化は日本経済に大きな影響を及ぼした。欧米で大胆な金融緩和策が講じられ、内外の金利差が縮小する中、我が国ではデフレから脱却できない状況が続き、円高とデフレの悪循環の懸念もあって、いわゆる産業空洞化も進んだ。

(構造問題)

こうしたマクロ経済(景気)の悪化はミクロ面(構造問題)をも悪化させ、長期にわたり停滞が続くこととなった。すなわち、長期化する景気低迷とデフレは、設備、研究開発、さらには人材に対する投資意欲や新規事業・起業への意欲を萎縮させるなど、日本経済の基礎体力に悪影響を及ぼしてきた。また、少子・高齢化、新興国の台頭とそれに伴う比較優位構造の変化、IT化等の技術革新など経済に大きなインパクトを与える構造変化に対しても、本来採られるべき対応が遅れた。

例えば、新興国等との競争が激化する中で、産業再編などの対応が遅れ、原料価格の高騰により企業のコストが上昇してもそれを製品価格に転嫁することができず、結果として、日本人が受け取る所得(賃金や利潤)が抑えられてきた。

さらに、金融・資本市場のグローバル化により、世界各国で繰り返し発生する金融・通貨危機など市場経済の脆弱性^{ぜい}への対応も十分に進んでいない。また、グローバル化の下、イノベーションはわずかな時間のうちに市場環境を一変させ、企業は国・地域を選別する姿勢を強めることとなり、国家間の制度競争も激しくなってい

¹ 国内総生産(GDP: Gross Domestic Product)とは、ある国の国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の総額。

² 国民経済計算における「実質」値とは、基準時点の物価で評価したもの(物価変動の影響を除去)。「名目」値とは、実際に市場で取引される時点の物価で評価したもの。

³ 国民総所得(GNI: Gross National Income)とは、ある国の国民(居住者)が一定期間内に受け取った所得(雇者報酬、財産所得、企業所得等)の総額。

る。高齢化と人口減少が進展し、資源や食糧を輸入に依存する日本としては、グローバル化に対応しつつ、新たな価値を生み出していくことが待ったなしの課題となっている。

また、近年では、2011年の東日本大震災と原発事故を受け、被災地の復興の加速に向けた取組はもとより、国土や生産基盤の脆弱性、エネルギー制約といった構造問題への対応が新たな課題となっている。

(政策対応)

この間のマクロ経済運営を振り返ると、政府は景気対策や金融機関の不良債権の処理促進策など累次にわたる政策対応を行い、日本銀行も量的緩和やゼロ金利政策などの対応を行ってきた。しかし、こうした対応により景気が一定期間回復に転じたものの、政策の転換が行われる中、海外の大幅な景気後退などを転機に景気回復は腰折れし、その結果、低成長やデフレから脱出することはできなかった。こうした中、国民や市場が抱く低成長やデフレ継続の予想は徐々に根強いものとなり、それが更に実体経済を抑制することとなった。この間、我が国の財政は、低迷する経済や進展する高齢化等により、赤字が継続し、債務残高が極めて高い水準となっている。

(停滞の20年を踏まえて)

こうした停滞の20年の経験を踏まえれば、我が国が取り組むべき課題は、まず第1に、長期にわたるデフレと景気低迷から脱出することである。そして、第2に、この間、十分な対応が採られてこなかった上記のような構造的諸課題に政府、民間企業、そして国民一人ひとりが積極的に取り組むことである。第3に、今後の日本経済の発展と高齢化社会を支える基盤となる持続可能な財政と社会保障を構築し、対応力を回復していくことである。このような課題の解決を通じて、後述する、我が国が目指すべき経済社会の姿を実現していく。

2. デフレからの早期脱却と「再生の10年」に向けた基本戦略

安倍内閣は、相互に補強し合う関係にある「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」(いわゆるアベノミクス)を一体として、これまでと次元の異なるレベルで強力に推進していく。

現下の最優先課題である長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を実現するためには、停滞の20年の反省に立ち、これまでとは質・量ともに次元の異なる対応が必要である。安倍内閣発足直後から矢継ぎ早に、第一の矢「大胆な金融政策」、第二の矢「機動的な財政政策」を実行に移している。そして今回、上述したような構造的諸課題に積極的に取り組むため、第三の矢である成長戦略として、「日

本再興戦略」⁴を取りまとめた。以下に示すのが「再生の 10 年」の実現に向けた基本戦略である。

(1) 第一の矢「大胆な金融政策」

本年1月22日、政府・日本銀行は、デフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、政策連携の強化とそれぞれの取組等を明記した共同声明⁵を発表した。この中で、日本銀行は消費者物価の対前年比上昇率2%を「物価安定目標」とすることを初めて明確にし、できるだけ早期にこれを実現することとした。

さらに、4月4日には、新たな日本銀行正副総裁の下での最初の金融政策決定会合において、2%の物価安定目標を2年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現すること、その実現のため、マネタリーベースを2年で2倍にすることなどを内容とする「量的・質的金融緩和」の導入を決定した⁶。

こうした金融政策の「レジーム・チェンジ」によって、過去20年近く、大きく変えることができなかった市場のデフレ予想が今や変化しつつあり、実体経済にも好影響をもたらし始めている。さらに、デフレ予想が払拭されていくことにより、「機動的な財政政策」の需要創出効果や「成長戦略」の民間投資喚起効果が十分に発揮されていくことが期待される。

今後とも、日本銀行による量的・質的金融緩和の着実な推進と、政府による機動的なマクロ経済政策運営や成長力強化への取組等が相まって、デフレからの早期脱却と持続的な経済成長を実現していく。

経済財政諮問会議は、政府・日本銀行の共同声明に沿って、金融政策を含むマクロ経済財政運営の状況、その下での物価安定の目標に照らした物価の現状と見通し、雇用情勢を含む経済・財政状況、経済構造改革の取組状況などについて、原則として四半期ごとに検証を行う。

(2) 第二の矢「機動的な財政政策」

政府は、本年1月11日、景気の底割れを回避し、成長戦略につなげていくことなどを目的として、平成25年度当初予算と合わせた15か月予算の考え方の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」⁷及びこれを具体化する13兆円に上る過去最大額（リーマンショック後の非常事態を除く）の平成24年度補正予算を決定した。また、5月15日には、同じく日本経済の活性化や国民生活の安心につながる施策に重点化した平成25年度予算が成立した。

⁴ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)

⁵ 「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」(平成25年1月22日、内閣府・財務省・日本銀行)

⁶ 「量的・質的金融緩和」の導入について(平成25年4月4日、日本銀行)

⁷ 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)

緊急経済対策に基づく平成 24 年度補正予算の各事業は、順調に進捗し、景気回復に重要なプラス効果をもたらしている。引き続き、対策の早期執行に取り組み、その効果をあまねく浸透させるとともに、平成 25 年度予算を着実に執行していく。この結果、地方でもその効果が今夏以降実感されることが期待される。

(3) 第三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」

日本経済が景気回復を超えて、その後も長期的に安定した成長を実現していくためには、内外の潜在需要を顕在化させつつ、民間投資を喚起する成長戦略を実行し、労働生産性を高め、我が国の潜在成長力を強化することが不可欠である。また、国民一人ひとりが豊かさを実感できるよう、国民の購買力を高めるとともに、地域を再生し、全国隅々に成長の成果を行き渡らせていく必要がある。

第一の矢、第二の矢によるマクロ経済環境の好転が、企業の決断を促し、成長戦略を大きく前進させる。また、成長戦略を推進することで、構造問題への取組が進展し、マクロ経済の持続的な改善がもたらされる。相互に補強し合う三本の矢を一体化することで生まれる推進力がこれまでの成長戦略との大きな違いである。また、過去約 20 年、大きな成長制約要因となってきた金融機関の不良債権問題や企業の過剰設備・過剰債務問題は、総じてみれば解消されつつある。この点も、新たな成長を後押しする大きな力となる。

過去の停滞の経験を踏まえると、成長戦略においては、①市場機能を活用し民間の力を引き出すとともに、民間投資の拡大、人材の活用・育成、イノベーションの促進により労働生産性を高めること、②課題先進国として世界に先駆けて課題を解決することで新たな需要を創造すること、③グローバル化を活かしヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備すること、などにより、潜在成長力を高め、実質所得の増加を伴う成長を実現することが必要不可欠である。

上記のような問題意識を踏まえ、安倍内閣の「日本再興戦略」を早期に推進し、「チャレンジ」、「オープン」、「イノベーション」を具体化していかなければならない。政府は今後長期にわたり安定的に成長戦略に取り組んでいくことに強くコミットし、リスクを伴う投資や起業などに個人や企業が積極的に取り組むことを可能にしていく。また、政策分野ごとに達成すべき成果目標(KPI⁸)と工程表を掲げるとともに、責任主体を明確化し、政府が一体となって迅速かつ強力に「日本再興戦略」を推進する。

(4) 企業から家計への波及、雇用と所得の増加へ

長期にわたるデフレと低成長の下で、1990 年代後半以降、正規雇用が減少傾向にある一方で、非正規雇用が増加したことなどにより、雇用者所得は減少傾向

⁸ KPI (Key Performance Indicator): 政策群毎に達成すべき成果目標

をたどってきた。勤労者世帯の1年間の平均実収入がこの10年で20万円以上低下⁹するなど、家計を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

本年の春闘においては、政府の企業に対する要請もあって、業績の改善した企業を中心に報酬の引上げが決定された。企業業績は為替相場の動向、景気の着実な持ち直し、さらには海外での業績改善などを受けて2013年3月期には改善し、2014年3月期に向けて更に改善すると予想されている。こうした企業業績の改善が迅速に賃金上昇や雇用の拡大に結び付き、デフレ脱却につながっていくことが期待される。

今後、物価の上昇が想定される中、賃金や家計の所得が増加しなければ、景気回復の原動力となっている消費の拡大は息切れし、景気が腰折れすることにもなりかねない。三本の矢を推進することにより景気回復、経済成長を着実に実現し、企業収益の改善、国内投資の拡大、生産性の高い部門への労働移動、賃金上昇と雇用の拡大、さらには消費の拡大という好循環を実現していく必要がある。こうした課題に包括的に取り組むため、今後、政府、経営者、労働者が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって、連携することにより、上記の好循環を起動させていくことが重要である。

また、上で述べたように過去10年、輸入品のコスト上昇を価格転嫁できないことで、結果として日本人が受け取る所得が抑えられてきた。その大きさは10年間で26兆円¹⁰に及ぶ。「日本再興戦略」を推進することにより、グローバル化を活かしつつ企業の競争力を高め、コスト増を製品価格に転嫁できる市場構造を作るとともに、輸入に依存するエネルギー等の節減、調達先の多角化等による価格交渉力の強化などを通じて、実質国民総所得(実質GNI)の成長率を高める。

(5) 経済再生と財政健全化の好循環

急速な高齢化の進展による社会保障関係費の増大や、リーマンショック等による景気後退などにより、我が国の財政状況は悪化を続けてきた。今後、日本経済の再生を実現していくためには、日本経済の発展を支えるとともに少子高齢化が進展する中であって人々が安心して暮らしていくための基礎となるべき、持続可能な財政と社会保障を構築していくことが必要不可欠である。

さらに、日本銀行が金融緩和を円滑に推進していくためには、財政ファイナンスといった疑念を生まないよう、政府が財政規律を堅持していくことが求められる。また、民間需要主導の成長を実現するためには、財政健全化を通じて、国債に対する信認を確保し、長期金利が急上昇するリスクに対応するとともに、家計や企業の財政に対する不安を払拭しつつ、より多くの民間貯蓄が民間投資に向かう環境を整備し、個人消費や投資の拡大を促すことが不可欠である。こうした観点から、第

⁹ 「家計調査」で2002年と2012年を比較。勤労者世帯には非正規雇用の雇用者も含む。

¹⁰ 交易利得・損失の2002年度から2012年度への変化額(2005暦年を基準時点として評価)。

二の矢「機動的な財政政策」を具体化する平成 24 年度補正予算と一体のものとして編成した平成 25 年度予算については、財政健全化目標を踏まえたものとしている。このように、三本の矢が持続的に効果を発揮するためにも、財政健全化への取組は極めて重要である。また、成長の促進は税収の増加などを通じて財政健全化に貢献する。

こうした取組により、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指す。

今後は景気回復が進むことで需給ギャップが解消に向かうと考えられるが、経済財政運営においては、内外のリスク要因に十分な注意を払いつつ、財政による景気下支えから、民需主導の成長に切り替えていくことが重要である。

(6)「再生の 10 年」を通じたマクロ経済の姿とその道筋

(「再生の 10 年」を通じて目指すマクロ経済の姿)

上記のような取組を行うことにより、「再生の 10 年」を通じ、以下に掲げるマクロ経済の姿の実現を目指す。

- 中長期的に、2%以上の労働生産性の向上を実現することを通じ、賃金の伸びが物価上昇率を上回るとともに、雇用機会が拡大し、広く国民が景気回復の恩恵を得ることのできる経済を確立する。
- 今後 10 年間(2013 年度から 2022 年度)の平均で、名目 GDP 成長率3%程度、実質 GDP 成長率2%程度の成長を実現する。2010 年代後半には、より高い成長の実現を目指す。その下で、実質的な購買力を表す実質国民総所得(実質 GNI)は中長期的に年2%を上回る伸びとなることが期待される。1人当たり名目国民総所得(名目 GNI)¹¹は中長期的に年3%を上回る伸びとなり、10 年後には 150 万円以上増加することが期待される。

(実現に向けた道筋)

— 当面の経済動向と対応 —

政権交代後のロケットスタートにより、市場の期待は大きく変化し、デフレ予想は払拭されつつあり、実体経済面でも、個人消費を中心に景気は着実に持ち直していることから、2013 年度の実質 GDP 成長率は前年度の 1.2%を上回る 2.5%程度に、名目 GDP 成長率も前年度の 0.3%を大きく上回る 2.7%程度に達するものと見込んでいる¹²。消費者物価上昇率も、年央以降、徐々にプラス傾向を強めていくと見られ

¹¹ 1人当たり名目国民総所得(名目 GNI)とは、名目国民総所得を総人口で除したもの。国民総所得については、脚注3を参照。各指標の関係については、(参考)を参照。

¹² 「平成 25 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成 25 年 2 月 28 日閣議決定)

る。2013 年度においては、引き続き三本の矢の推進に全力を挙げるとともに、その効果が広く国民に感じられるよう、景気回復と連動して実質賃金が上昇し、雇用が拡大するよう取り組む必要がある。また、金融資本市場の動向や輸入物価の上昇等による影響にも万全の注意を払いつつ、適切に対応する。

2014 年度においては、消費税率の引上げによる駆け込み需要の反動減など経済への一定の影響が想定されるが¹³、これに対しては住宅ローン減税の拡充などの措置を講じるとともに、民間需要の回復力が 2014 年度に向け強化されるよう配慮する必要がある。こうしたことにより、堅実な成長を遂げ、賃金が上昇し、消費者物価上昇率が 2% に近づいていくことが期待される。

—中長期の道筋—

今後の中長期の GDP 成長率については、構造的な成長制約への対応が行われない場合には、過去 10 年間の実績と同水準(実質 1% 程度)にとどまる可能性が高い。労働生産性を上昇させていくことが重要であり、成長戦略により民間投資を喚起し、競争力を強化する。2% の物価上昇の下、それを上回る賃金上昇につなげることで、消費の拡大を実現し、所得と支出、生産の好循環を形成する。女性、若者、高齢者、障害者等の就業率の向上により、労働人口の減少の影響を最小限に抑える。こうした取組を通じ、今後 10 年間の平均で 2% 程度の実質 GDP 成長率を目指す。また、消費者物価上昇率 2% の「物価安定目標」が実現されていく中で、名目 GDP 成長率は平均で 3% 程度の実現を目指す¹⁴。

GDP の成長に加え、投資収益の拡大などを通じて海外からの純受取が増加する。産業の新陳代謝を通じた比較優位産業の成長により輸出競争力が強化されるとともに、省エネ・省資源や海外の資源権益確保などにより輸入品に対する価格交渉力が強化される。交易条件を改善するこうした取組の強化により、実質国民総所得(実質 GNI)が中長期的に年 2% を上回る伸びとなることが期待される。また、こうした取組は、GDP デフレーター上昇率のプラスへの転換・定着にも寄与することとなる。

3. 目指すべき経済社会の姿

強い日本、強い経済を実現することを通じて、全ての日本人が日本に生まれた喜びと誇りを持てる国を創る。これが日本経済再生の先に目指すべき姿である。

グローバルな市場経済は、大きな可能性を与えてくれるが、時に暴走するエネ

¹³ 消費税率の引上げについては、本年秋に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号。以下「税制抜本改革法」という。)附則第 18 条にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行う。

¹⁴ それぞれの統計の対象範囲等の違いにより、GDP デフレーターの上昇率は、消費者物価上昇率を下回る傾向にある。

ルギーを内包している。グローバル化する世界をより良いものにしていくためには、ルール作りがカギを握る。

開かれた市場における自由な競争と同時に、勤勉を尊び道義を守り、各国・各地域の伝統や文化を尊重する。日本人が、自らのアイデンティティを自覚しつつ、理想を具体化し、国際的にも誇ることのできる市場経済を追求する。TPP 等の経済連携や国際金融に関する協議の場等を通じて、積極的に国際的なルール作りをリードしていく。日本の文化や伝統に確固とした基礎を持ちつつ、課題先進国として、グローバル経済・社会に共有される新たなモデルを生み出し、世界と共に自らが発展していくことを目指す。

以下のような経済社会の姿を目指し、強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現していく。

- 自由で公正な競争、オープンな経済環境が確保され、グローバルに魅力ある経済社会
 - ⇒国際競争力・成長力・雇用創出力のある産業が発展する社会
 - ⇒躍動感とスピード感をもって、ヒト・モノ・カネ・情報が自由に移動する社会
 - ⇒頑張るものが報われ、何度でも挑戦できる社会、やり直し・学び直しがきく社会
 - ⇒経済安全保障(資源・エネルギー)が確保されている社会
- 豊かで安全・安心な生活を実現できる経済社会
 - ⇒多様な雇用が拡大し、労働生産性に見合った賃金上昇等を通じて、豊かで、満足度の高い生活水準が確保される社会
 - ⇒健康長寿、IT、食、文化・芸術・スポーツ、安全・安心など、質の高い生活環境や消費生活が実現する社会
- 多様な担い手が参画し、活力と知恵を生み出す経済社会
 - ⇒女性、若者、高齢者、障害者を始め、国民一人ひとりの能力と個性が最大限に活かせる社会
 - ⇒多様な伝統と文化、地域資源に育まれ、地域の現場から生み出される活力と知恵により、それぞれの豊かさを実感できる社会
- 長期的に持続可能な経済社会
 - ⇒未来につながる長期的投資を可能とし、人材を育み、環境とともに生きる経済社会を担保する市場システムが形成された社会

- ⇒ステークホルダー¹⁵が共に意欲を持って企業の成長、科学技術イノベーションの創造、さらには地域社会・国際社会の発展に貢献する経済
- ⇒グローバルな課題を克服するためにルール作りに貢献し、リードしていく力を持ち、世界から信用される国
- ⇒低炭素・循環・自然共生を可能とする社会
- ⇒市場の脆弱性を補完する仕組みが整備され、柔軟かつ強靱^{じん}に対応できる社会

強い日本、強い経済を実現するためには、政府の取組について、国民から十分な理解を得ることが必要不可欠である。また、世界に対しても発信を強化することが重要である。このため、ITを含め、多様な手法を有効に活用し、安倍内閣の最重要政策である、いわゆるアベノミクスを始め、内閣の基本方針について、更に理解が深められるよう、内外広報の積極的展開を図る。

¹⁵ ある組織にとっての利害関係者のこと。企業のステークホルダーという場合には、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会などの多様な主体が挙げられる。

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

第1章で述べた過去の停滞の経験を踏まえ、目指すべき経済社会の姿を念頭に、以下に掲げた基本設計を踏まえて成長戦略を具体化し、推進する。さらに、教育再生等を通じ国民一人ひとりの能力向上、個性の発揮を支える。また、復興を加速し、地域を再生する。将来を今から見据えて、持続可能な経済社会の基盤を構築する。同時に、行政改革や地方分権改革等を通じて公的部門を改革する。こうした政策の実行・推進を通じて、強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現する。

1. 「日本再興戦略」の基本設計

リスクを伴う投資や起業、転業・転職などに現実に挑戦するのは、国民一人ひとりであり、企業である。国民が未来は明るいと感じて前進し、企業経営者は、改革を決断し、強い指導力を発揮する。それを促し、後押しするのがこの「日本再興戦略」である。そして、政府が、長期にわたり、また着実に、成長戦略の実行にコミットする姿勢を明確にすることが極めて重要である。

「日本再興戦略」の基本設計は、①民間投資を喚起するとともに、人材の育成やイノベーションを創造する力を強化して労働生産性を高め、民間の潜在活力を最大限に発揮させるよう市場機能を高め、産業基盤を強化する(日本産業再興プラン)、②規制改革を進めるとともに、ビジネス展開を支えるインフラを整備することで、社会課題をバネに新たな成長分野を開拓する(戦略市場創造プラン)、③国民が豊かさを実感できるように、我が国の強みを活かして拡大する国際市場を獲得し、世界のヒト・モノ・カネを日本に惹きつけることにより、世界の経済成長を取り込んでいく(国際展開戦略)ことである。

「日本再興戦略」の実行に向け、各府省が縦割りを排して連携し、政府を挙げて全力で取り組む。その推進に当たっては、規制改革、予算の重点化、税制の活用等を含め広範な政策対応を行うことが重要である。経済財政諮問会議と日本経済再生本部が緊密に政策連携するとともに、総合科学技術会議、規制改革会議等、関係機関が一体となって取り組む。

(1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン)

① 民間投資の拡大等

民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換えを促進し、産業の新陳代謝を進める。また、内外の資源を最大限活用したベンチャー投資・再チャレンジへの取組を促進する。こうした未来への投資や競争力強化のための産業転換が、

新たなイノベーションを生み出し、企業収益を拡大するとともに雇用・所得を増大させる。また、サービス産業の生産性の向上を図るとともに、中小企業・小規模事業者の競争力強化を図る。

② 人材活用と人材育成の強化

経済を新たな成長軌道に乗せるためには、人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立ち、生産従事者中心から、高度知識集約型の人材や、多様な働き方を必要とするサービス業などの人材に対するニーズなどが高まっていることを踏まえ、雇用や教育のシステムの見直しを行い、全ての人材が持てる限りの能力を活かせるよう環境整備を進める。特に、女性、若者、高齢者、障害者等の活躍の機会の拡大、我が国のグローバル人材の育成と高度外国人材の活用、ワークライフ・バランスの更なる推進等に取り組む。

③ 科学技術イノベーションの促進等

「科学技術創造立国」の下、その力を復活させるため、総合科学技術会議の司令塔機能を強化し、戦略分野にメリハリをつけて政策資源を投入することなど「日本再興戦略」の実現にとって鍵となる「科学技術イノベーション総合戦略」¹⁶を着実に推進する。研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。研究開発を推進するとともに、その成果を実用化し、市場獲得につなげるため、知的財産戦略や標準化戦略を推進することにより、世界最高の「知的財産立国」を目指す。新たなIT戦略を精力的に推進し、規制改革の徹底と基盤整備を進め、世界最高水準のIT利活用社会の実現を図り、ITを活用した民主導のイノベーションを活性化する。

また、基礎研究を含めた科学技術イノベーションを担う人材の育成は、我が国の発展の礎であり、多様な場で活躍できる人材、独創的で優れた研究者の養成を進めることが必要である。このため、研究者のキャリアパスの整備、女性研究者の活躍の促進、次代を担う人材の育成などの取組を進める。

④ 成長を促進する金融、公的・準公的資金の運用等

企業投資やリスクファイナンスを通じて新たな成長が生まれるよう、金融面の環境整備をすることが重要であり、少額投資非課税制度(NISA)の普及を通じた家計資産の多様化の促進等に取り組む。

アジアの成長も取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を図ること等により、アジア金融市場をリードする国際拠点となることを目指す。

¹⁶ 「科学技術イノベーション総合戦略」(平成 25 年6月7日閣議決定)

また、公的年金、独立行政法人等が保有する金融資産(公的・準公的資金)の運用等の在り方について検討を行う。

⑤ 規制改革等

規制改革は、民間投資を喚起し、生産性を高めるとともに、潜在的な需要を顕在化させるなど、豊かな国民生活を実現するために不可欠な政策ツールである。新たな成長分野や人材、雇用等の分野において、骨太な規制改革を進めることにより、新たなフロンティアを切り開くとともに、自由な市場環境を整備する。

再生医療の推進、医療機器に係る規制改革の推進、石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化、一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直しなど、特に緊急性・重要性の高いテーマを含め、規制改革会議の答申¹⁷がまとめられた。これを踏まえ、政府の取組方針をまとめた「規制改革実施計画」¹⁸を着実に推進し、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。今後、我が国の規制が世界最先端になっているかを検証する国際先端テストの実施等を通じ、規制の多くが内包する利害対立の構造を突破し、大胆な改革を進める。また、規制改革会議において、農業、保険外併用療養費制度などについて議論を掘り下げ、思い切った規制改革に取り組むとともに、所管府省による規制見直しのPDCA¹⁹サイクルの仕組みについて検討を行う。

内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するための強力な体制を構築して国家戦略として取り組む「国家戦略特区」を創設する。

⑥ 安価で安定的なエネルギーの確保

安価で安定的なエネルギーを環境に配慮しつつ確保するため、多様な供給体制、高効率な火力発電(石炭・LNG)の導入、LNG調達コストの低減、石油・LPガスサプライチェーンの維持・強化の促進、エネルギーマネジメント等を含めた省エネの最大限の導入等を推進するとともに、中長期的なエネルギー政策の軸、方向性を明らかにする必要がある。電力システム改革については、遅くとも2020年を目途に完了する。

原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む。

¹⁷ 「規制改革に関する答申」(平成25年6月5日、規制改革会議)

¹⁸ 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)

¹⁹ 計画(Plan)－実施(Do)－点検・評価(Check)－施策の改善(Action)のサイクルのこと。

(2) 新たな成長分野の開拓(戦略市場創造プラン)

日本が国際的に強みを持ち、将来グローバル市場として成長が見込まれる分野について、新たなビジネスを展開するための社会インフラを整備するとともに、これまでの規制・制度を見直し、世界に先駆けて課題解決していくことが重要である。

これらに該当する、「健康寿命」の延伸、クリーン・経済的なエネルギー需給、安全・便利で経済的な次世代インフラ、世界を惹きつける地域資源といった分野では、巨大な潜在的な需要や、市場化に伴う雇用創出も見込まれ、将来の日本の成長の中核となることが期待される。同時に、需要の顕在化を妨げている障害を除去し、満足度の高い財・サービスが消費されることを通じて、国民生活の質的水準・満足度の向上がもたらされる。

(3) グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)

グローバル化を活用して持続的な成長を実現するためには、貿易と投資の双方の拡大を目指し、ヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境の整備、日本と円に対する信用の維持、グローバルに稼げる分野の確保、ビジネス環境の整備やグローバル人材・現地人材の育成等に取り組むことが重要である。

① 実質国民総所得(GNI)の増加に向けて

実質国民総所得(実質 GNI)を増加させていくためには、a)その大宗を占める実質 GDP が、賃金上昇を伴う内需の拡大等により成長することが不可欠であることはもとより、b)グローバル化の推進、特に成長する新興国市場への事業投資により海外活動からの所得を拡大すること、c)イノベーション等を通じ国際競争力のある財やサービスを創出しその輸出を増加させる一方、エネルギー・資源等の安価な輸入を確保する等により交易利得を拡大することが必要であり、こうした取組を推進する。

② TPP 等の経済連携

国益に資する経済連携交渉を推進するため、関係府省庁などの体制強化を図る。TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たなルールを作り上げていくとともに、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓 FTA といった広域経済連携と併せ、その先にある、より大きな構想である FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)のルールづくりのたたき台としていく。また、欧州等との経済連携も同時並行で推進し、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、中核的な役割を果たす。

③貿易・投資促進によるハイブリッド成長

官民連携により、ODA等の公的資金も活用したインフラシステム輸出の促進²⁰、中堅・中小企業・小規模事業者、サービス業の海外展開、日本食・日本産酒類、コンテンツや文化の輸出等クールジャパンの推進²¹、観光立国の実現等を促進する。さらに、海外展開に対する金融面での支援として、特に成長著しいアジア諸国との間で、日系企業の現地通貨建て資金調達支援を含む二国間金融協力、金融インフラ整備の技術支援等を推進する。

また、特区制度の抜本的改革、政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化等により対内直接投資を促進するとともに、海外からの高度人材の積極的受入れなど、魅力的なビジネス環境を整備する。さらに、グローバル化を支える人材の育成、我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援、制度金融や貿易保険等を活用した海外への投融資の拡大、産業・物流拠点の整備・利便性の向上を図る。こうした取組を進めるため、在外公館、国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）等の拠点を確保し、相互連携を図る。

2. 復興の加速等

東日本大震災からの復興を加速する。①復興庁の司令塔機能の強化と現場主義の徹底、②復興予算に関するフレームの見直し、③復興の加速策の具体化と推進、について早急に対応すべきとの方針の下、住宅の早期再建、生業の再生等について矢継ぎ早に必要な施策が講じられており、引き続き更なる復興の加速に取り組んでいく。

原子力災害により深刻な被害を受けた福島復興・再生については、まず何よりも原発事故の収束に向けた取組を安全、確実に進めることが大前提であり、地元の事情を尊重しつつ、国が前面に出て廃炉・事故収束や除染を進めていく。その上で、住民の健康確保に万全を期し、インフラ整備、生活再建等を着実に進めるとともに、賠償や復興政策等の一体的な取組みにより復興・再生を加速する。

また、単に従前に復旧するのではなく、震災復興を契機として、我が国や世界のモデルとなる『新しい東北』²²の創造が必要である。このため、①元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会、②「高齢者標準」²³による活力ある超高齢社会、③持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）、④頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会、⑤高い発信力を持った地域資源を活用する社会、といった『新しい東北』の要素となる5つの目指すべき政策

²⁰ 「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月17日、経協インフラ戦略会議）

²¹ 「クールジャパン推進会議取りまとめ」（平成25年5月28日、クールジャパン推進会議）

²² 『新しい東北』の創造に向けて（中間とりまとめ）（平成25年6月5日、復興推進委員会）

²³ 高齢者を地域づくりの標準に据えること。

の方向性に沿って、早急に施策の具体化を図る。さらに、被災地において、「日本再興戦略」、「科学技術イノベーション総合戦略」、「規制改革実施計画」の一環として行われる社会実験や研究開発・環境支援プロジェクト等を迅速に進め、全国に先駆けて新しい持続可能な経済社会のモデルとなる「創造と可能性ある未来社会」を創り出し、発信していく。

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

(1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興

(教育再生)

「教育基本法」²⁴の理念を始め、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、第2期教育振興基本計画²⁵等に基づき、人材養成のための施策を総合的に行い、教育再生を実行する。

世界トップレベルの学力の達成等に向け、英語教育・理数教育・ICT教育・道徳教育・特別支援教育の強化など社会を生き抜く力の養成を行う。意欲と能力に富む若者の留学環境の整備や大学の国際化によるグローバル化等に対応する人材力の強化や高度外国人材の活用、ガバナンスの強化による大学改革とその教育研究基盤の確立を通じた教育研究の活性化など、未来への飛躍を実現する人材の養成を行う。就学支援を行うとともに高校無償化制度の見直しを行う。幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

その際、少子化の進展も踏まえエビデンスに基づき効果的・効率的に施策を進め、PDCAを確実に実施する。

(文化芸術・スポーツの振興)

文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子どもの文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興するとともに、スポーツ立国を目指し、生涯スポーツ社会の実現や、オリンピック・パラリンピックの招致、国際競技力の向上、障害者スポーツの推進などスポーツを振興する。

(2) 女性の力の最大限の発揮

女性の力が民間、政府、NPOなど社会の様々な分野で最大限発揮される「女性が輝く社会」を実現する。このため、「待機児童解消加速化プラン」²⁶の展開、「放課

²⁴ 「教育基本法」(平成18年法律第120号)

²⁵ 「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)

²⁶ 「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理発表)

後子どもプラン」の推進等による子育て環境の抜本的改善、継続就業・再就職支援等女性のライフステージに対応した活躍支援、女性の起業・創業や地域におけるコミュニティ活動等の支援、テレワークの推進など働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスや男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境整備、母子家庭の母等への就業支援等を進める。また、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与、女性の役員・管理職等への登用促進に向けたポジティブ・アクションの取組促進等を進める。

(3) 少子化危機突破

少子化危機ともいふべき現状を突破するため、子育て支援の強化、働き方改革、結婚・妊娠・出産支援の三本の矢からなる、「少子化危機突破のための緊急対策」²⁷を着実に実行する。

(4) 若者・高齢者等の活躍推進、セーフティネットの整備

大学等の就職活動システムの見直し、民間の知恵を活用したキャリア教育充実、中小企業・小規模事業者の魅力発信、企業ニーズに即した社会人の学び直し、ハローワークにおける積極的民間活用、起業しようとする若者への支援等により、若者の活躍を推進する。

行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への大胆な政策転換、民間人材ビジネスの活用等により、成熟分野から成長分野に失業なき労働移動を進める。

また、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金引上げに努めるほか、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し、産業構造の変化に伴う学び直しの拡大や教育内容の見直し、民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化等を進める。

これらの取組等により、若者、高齢者等、国民一人ひとりが自分の能力を最大限発揮できる職に就けるようにするなど、その活躍を推進する。

自助・自立を第一に、共助と公助を組み合わせ、障害者を含め弱い立場の者には必要なセーフティネットを整備することで、自立できる安心を提供し、意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境を整備する。

4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし

地域自らが経営改革に取り組むとともに、それぞれの地域が独自の付加価値を創造し、自立的に発展できるよう、現場の視点に立って、環境整備を進めることを通じて、地域を再生する。

²⁷ 「少子化危機突破のための緊急対策」(平成 25 年6月7日、少子化社会対策会議決定)

農林水産業は、地域の活力を創造する上で極めて重要である。多面的機能を発揮しつつ、農林水産業が成長産業となり、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承を目指す。

また、地域の中小企業・小規模事業者は、製造業からサービス産業まで我が国の産業基盤を広範に形成しており、その躍進を図ることは、地域経済の再生をもたらす、さらには我が国の国際競争力の底上げにつながるものである。一方で、地域の中小企業・小規模事業者には景気回復の効果が及んでいないという声もあり、政府としては、こうした地域・中小企業・小規模事業者の実情を正確に把握するよう努めるとともに、その特性に応じた対応を講ずることにより、地域経済の活性化を図る。

(1) 特色を活かした地域づくり

(都市再生・まちづくり、地域活性化等)

国際競争力のある大都市を形成する。官民の地域の多様な関係者が連携して地域の戦略に基づき、民間の知恵や資金を活かした都市再生や公共交通の活性化を、不動産証券化等の手法も活用しつつ、多様な支援策を通じて推進する。上記の取組を可能とする不動産情報や関連する基準の整備を推進する。国際会議の誘致やシティ・セールスの推進、都市災害に対する脆弱性の克服、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策を集中的に進める。

人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、上記の連携を活かし、民間の知恵や資金を活用しつつ、それぞれの地域戦略に基づき、コンパクト・シティやスマート・シティを実現・拡大するとともに、公共交通の充実や高齢者等が安心して暮らせる住宅の整備等を行う。また、環境モデル都市等の地域活性化や持続可能な地域づくりに向けた取組を推進する。

さらに、まちづくり等においてグリーン成長のための仕組みの活用を推進する。広域的な交通基盤を通じて、地域独自の資源や伝統文化などを活かした観光振興等により交流人口を増やす。

「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウド²⁸などの地域の基盤整備を進める。

また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。

地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしている NPO の

²⁸ 地方自治体の情報システム基盤とクラウド技術を活用して、システムの統合化・集約化を図り、行政データを公開することを通じて、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラ。

活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。

また、特区の取組を活性化させる。

(沖縄振興)

沖縄は、成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、大きな優位性と潜在力を有しており、日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなり日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。こうした中で、「国家戦略特区」の議論を踏まえ、沖縄をイノベーションの拠点とすることを検討する。また、世界最高水準を目指して先端的・学際的な研究活動を進める沖縄科学技術大学院大学(OIST)等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成を進める。

(2) 農林水産業・地域の活力創造

生産者の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的問題に対応し、競争力強化の観点から、担い手への農地集積・集約、6次産業化、農林水産物・食品の輸出拡大、科学技術イノベーションの活用等を進めるとともに、経営所得安定対策(旧:戸別所得補償制度)を適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設を検討する。また、森林・林業について、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等に取り組む。さらに、水産業について、水産物の消費・輸出拡大、持続可能な漁船漁業・養殖業の実現に不可欠な基盤整備の推進等を図る。攻めの農林水産業を展開し、農林水産業を成長産業にする。美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承する。また、食の安全を確保し、消費者からの信頼を確保する。このため、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、具体的な方策をできるだけ早期に取りまとめ、実行に移す。

(3) 中小企業・小規模事業者の躍進

全国420万の中小企業・小規模事業者は、地域経済のみならず、日本経済の活力の源泉であり、またその成長を支える原動力でもある。これら中小企業・小規模事業者の更なる躍進を促すため、地域資源等の活用・結集・ブランド化、参入障壁の低減による医療、環境分野等新たな成長分野への進出促進、海外展開を目指す企業に対する支援体制の拡充・強化等を通じた国際展開の支援に取り組むとともに、ものづくり産業の強化を図る。あわせて、地域の起業・創業、事業引継ぎ・事業承継、再チャレンジを促進し、新陳代謝を図る。コンパクト・シティの形成、商店街や中心市街地の活性化を支援する。また、地域の実態を踏まえ、公共調達における地域の中小企業・小規模事業者に配慮する。消費税率の引上げに際して消費税を価格に転

嫁しやすくするための環境を整備する。さらに、地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から、小規模事業者の事業活動を活性化させるための施策を推進する。

5. 長期的に持続可能な経済社会の基盤確保

強い日本、強い経済、豊かな生活の実現のため、国際環境等の変化に対応しつつ、国民生活の安全・安心が確保されるよう持続可能な経済社会の構築に必要な対応を進める。

(1) 持続可能性を重視した中長期投資の推進等

持続可能な経済社会の実現のためには、①経済社会の発展を可能にする中長期投資、リスクテイクが行われ、イノベーションを通じて革新的技術と新たな基幹産業が生まれ、②多様なステークホルダーに価値が還元され、③企業や社会において価値創造を担う人材が育ち、④異なる文化・伝統を持つ国・地域が受容され、世界経済の発展に貢献し、⑤自然や環境と共生することが必要である²⁹。これを可能とする市場経済の在り方について、経済財政諮問会議を中心に検討する。

(2) 地球環境への貢献

長期的視点も踏まえつつ、環境と経済の両立を図り、地球環境問題の解決に向けて最大限貢献する。我が国の優れた環境技術や経験を生かし、二国間オフセット・クレジット制度の本格導入や革新的環境技術開発の推進を始めとする攻めの地球温暖化外交戦略を進め、地球環境問題解決に積極的に貢献していくとともに、国民が良好な環境を享受することができるよう、環境汚染への対策、自然との共生、循環型社会の実現に取り組む。

地球温暖化対策については、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)までに、従来の25%削減目標をゼロベースで見直す。また、新たな計画策定に至るまでの間においても、それぞれの取組状況を踏まえ、「京都議定書目標達成計画」と同等以上の取組の推進を図る。

さらに、社会全体として低炭素化に取り組み、そのためのイノベーションや投資を促進させることで国際競争力を高め、日本の技術で世界の温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な経済社会の実現に貢献する。

(3) 国土強^{じん}韌化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組

切迫する大規模災害が懸念される中、東日本大震災等の教訓を踏まえ、いか

²⁹ 「目指すべき市場経済システムに関する専門調査会」中間報告(平成25年6月6日)

なる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、国土政策・産業政策・エネルギー政策、政府機能のバックアップ、行政の業務継続計画(BCP)の充実、人材の育成等も含めた総合的な対応を進めるため、政府横断的な国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)への取組を行う。

各府省による脆弱性評価を踏まえて5月に取りまとめられた「国土強靱化推進に向けた当面の対応」³⁰で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方にに基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。特に、公共事業と非公共事業の連携や関連省庁間の連携・予算の適正配分を進める。

また、南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模災害対策を推進するとともに、広域応援等を円滑に実施するための災害対応の標準化に向けた検討や公共施設等の耐震化を含めた防災・減災の取組を進める。

(4) 安全・安心な社会の実現等(消費者行政、治安・司法、防衛等)

安全・安心な社会を実現していくため、国民生活の安定の基盤となる社会保障制度を持続可能なものとしていくとともに、以下の取組を推進する。

(消費者行政の推進)

消費者の安全・安心の確保は消費の拡大と成熟した社会の形成にとって大前提となる。悪質な事業者による消費者被害の防止、被害者救済、安全性の確保、食品と放射能に関するリスクコミュニケーション、分かりやすい食品の表示のための取組を強化する。地方における消費者教育や消費者が安心して相談できる環境の整備等を推進することにより、消費者の安全・安心を確保する。

(治安・司法・危機管理等)

良好な治安を確保するため、本年5月に犯罪対策閣僚会議で決定された「基本方針」³¹に基づき、各府省連携を強化し、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、テロ対策・カウンターインテリジェンス、組織犯罪対策、ストーカー、配偶者からの暴力など生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪への対策、不法滞在対策、治安や海上保安の人的・物的基盤の強化等に取り組むとともに、本年12月を目途に犯罪に強い社会の実現に向けた新たな行動計画を策定し、着実に実施する。

また、非行少年や刑務所出所者等の再犯防止対策等を推進する。総合法律支援

³⁰ 「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた当面の対応」(平成25年5月28日、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議)

³¹ 「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画の策定の基本方針について」(平成25年5月28日、犯罪対策閣僚会議)

の実施等を通じて、国民に身近で頼りがいのある司法を実現する。

さらに、ITSの活用等「第9次交通安全基本計画」³²に基づく取組、「サイバーセキュリティ戦略」³³に基づく取組、海洋の安全確保、危機管理の充実強化等を通じ国民の安全・安心の確保に取り組むとともに、都市部における地籍整備を推進する。宇宙インフラを安全保障・防災等に活用するため、衛星の整備・活用のほか、安全かつ安定した宇宙利用に資する取組を推進する。

(安全保障・防衛等)

我が国を取り巻く厳しい安全保障環境に的確に対応するため、我が国の外交・安全保障政策の司令塔となる「国家安全保障会議」を早期に設置しこれを稼働させるとともに、政府の情報機能を強化する。

また、厳しさを増す安全保障環境に即応し、我が国の防衛態勢を強化していく観点から現防衛大綱を見直し、自衛隊が求められる役割に十分対応できる実効的な防衛力の効率的な整備に向けて取り組み、本年中にその結論を得る。この際、精強性向上の観点から人事制度改革を図るとともに、規格の共通化、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等の調達改革を進める。

(5) 資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等

(経済安全保障の確立)

自由な競争のある開かれた国家であり続け、日本の経済安全を確保するため、輸入依存の高い資源・エネルギーを安価かつ安定的に確保するとともに、我が国の権益を適正に保護する必要がある。こうした観点から、世界的な需給構造の変化に対応しつつ、海洋開発による新たな資源・エネルギー源の開拓、再生可能エネルギーの最大限の導入、地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備、資源の有効利用等に取り組むほか、戦略的な協力関係を構築しつつ、資源外交を展開する。LNG等の供給源の多角化、価格の低廉化を図るため、日本企業の開発参画等を支援する。

また、途上国の経済が健全に発展し、かつ、その発展に我が国を含めた世界各国の優れたノウハウや技術が十分寄与できるよう、国際的なルール・枠組み作りや途上国における各種制度の設計に、我が国の経験を活かして、ODAも活用しつつ積極的に貢献する。

さらに、国際的な金融規制改革への対応、金融システムの安定のための制度整備は、グローバル化した金融資本市場の安定にとって重要な影響を及ぼす。こ

³² 「交通安全基本計画」(平成 23 年3月 31 日、中央交通安全対策会議)

³³ 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 25 年6月 10 日、情報セキュリティ政策会議)

れまでの金融危機の経験を活かした制度整備において引き続き国際的な貢献を果たすとともに、国内においてマクロブルーデンス政策を適切に実行する³⁴。

(戦略的外交の推進、在外企業の安全確保)

「国益を守る、主張する外交」を戦略的に展開することとし、経済連携の推進、戦略的国際協力の推進、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、人的体制及び在外公館等の物的基盤の整備を含め、総合的外交力を強化する。

また、官民連携、危機管理、情報収集等の強化を通して、在留邦人及び在外企業の安全確保に取り組む。

6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革

強い経済、豊かな国民生活を実現していくためには、民間でできることは民間に任せるとともに、地域の自主性に任ずことは地方に任せることが重要である。こうした環境をつくるために、徹底した無駄の排除、ガバナンスの仕組みの改革、人材育成などを通じて、効率的・効果的な公的部門を構築する。

(1) 行政改革等の推進

事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現し、また、行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たしていく。また、公務員制度改革を積極的に推進する。

(徹底した無駄の排除)

- ・ 行政事業レビューや新たに導入されることとなった基金の執行状況等調べ³⁵を活用し、事業の必要性、効率性、有効性を徹底検証し、その結果を概算要求や予算編成、予算の執行に的確に反映することにより、無駄を徹底排除する。その際、外部チェック体制の明確化と外部チェック対象の重点化により、客観的かつ効果的・効率的な事業点検を実施する。
- ・ 政府調達に関して、随意契約の見直し、共同調達の拡大等の課題を踏まえ、各府省が調達改善計画を策定し、PDCA サイクルにより改善を図る。政府全体で調達改善に関するノウハウ等を共有化・標準化し、各省庁横断的な見直しを推進するとともに、継続した取組を進める。行政改革推進会議がこれをチェックし、

³⁴ マクロブルーデンスとは、金融システム全体のリスクの状況を分析・評価し、それに基づき制度設計、政策対応を図ることを通じ、金融システム全体の健全性を確保することをいう。個々の金融機関の健全性を確保すること(マイクロブルーデンス)と対置される。

³⁵ 「行政事業レビューの実施等について」(平成 25 年 4 月 5 日閣議決定)

政府全体として調達改善を推進する。

(特別会計改革、独立行政法人改革)

- 特別会計改革については、行政改革推進会議のとりまとめ³⁶に沿って、国が自ら事業を行う必要性や区分経理の必要性の検証等の方針の下で改革を実現するものとし、平成 26 年度から順次の改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。
- 独立行政法人改革については、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、各法人の共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を高めるべく、平成 27 年 4 月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。

(2) 地方分権改革の推進等

個性を活かし自立した地方をつくるため、地方分権改革推進委員会の勧告を基礎に、義務付け・枠付けの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲、国から地方への事務・権限の移譲等を、これまでの経緯や地方の声を踏まえつつ、引き続き着実に進める。道州制について、道州制に関する基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

事業効果をあげるため、ハード・ソフト両面から、地方自治体間の連携、官民連携を進め、効率的な公共サービスを提供できるよう体制整備を進める。

(3) 公的部門への民間参入促進

公共投資などの分野への民間参入を促し、民間の資金やノウハウを活用することが重要である。

インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。今後は、民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、PPP³⁷/PFI³⁸を積極的に活用する。

PPP/PFI の抜本改革を通じて、公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備・運営・更新を実現する。

³⁶ 「特別会計改革に関するとりまとめ」(平成 25 年 6 月 5 日、行政改革推進会議)

³⁷ Public Private Partnership 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

³⁸ Private Finance Initiative 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

このため、本年6月に取りまとめられたアクションプラン³⁹において示した方針に沿って、各府省庁における取組の工程管理により、今後10年間(平成25年から平成34年)で12兆円規模に及ぶ事業を着実に推進する。

また、市場化テストについても引き続き推進する。

(4)世界最高水準の電子政府の実現

電子政府・電子自治体の構築は、政府業務の効率化と国民の利便性の向上のカギである。IT 総合戦略本部を中心に、関係府省と連携して、世界最高水準の電子政府・電子自治体を早期に実現する。

- ・ 内閣情報通信政策監(政府 CIO)の下での政府業務の徹底的な見直し、政府情報システムのクラウド化や自治体クラウド⁴⁰の推進、府省共通業務・システムの着実な開発・導入によるバック・オフィス業務の効率化等により、行政コストの削減とサービスの質の向上を図る。あわせて、政府情報システムのコストを徹底して見直す。
- ・ 短期、中長期のコスト削減効果、利便性の向上を表す、国民にとって分かりやすい指標に基づく目標を定め、その実現に向けた具体的な工程表を策定する。特に、社会保障・税番号の利活用、医療情報の電子化・活用を最優先課題として、明確な進捗目標を掲げる。
- ・ 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、ワンストップ・プッシュ型⁴¹の個人向けサービス等を推進し、国民の利便性の向上を図る。
- ・ 統計データについては、透明化・オープン化、オンライン調査の徹底を、公的統計の整備に関する新5か年計画の策定に反映させ、その推進を図る。

³⁹ 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日、民間資金等活用事業推進会議決定)

⁴⁰ 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

⁴¹ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)の施行後1年を目途として設置される情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)における、行政機関などへの手続を一度で済ませる機能(ワンストップサービス)及び一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能(プッシュ型サービス)。

第3章 経済再生と財政健全化の両立

日本経済の発展を支えるとともに少子高齢化が進展する中であっても人々が安心して暮らしていけるよう、持続可能な財政と社会保障を構築していくことが必要不可欠である。また、三本の矢が持続的に効果を発揮するためにも、財政健全化への取組は極めて重要である。

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

以下の5つの基本的考え方に基づき、民需主導の持続的成長と財政健全化を両立させる。

- 1 デフレからの脱却、景気回復、経済再生を実現する
- 2 経済社会構造の変化に対応した成長戦略と財政構造の構築に取り組む
- 3 財政の質を歳出・歳入両面で徹底して高める
- 4 頑張るもの(人、企業、地域)が報われる仕組みへ改革を進めると同時に助けを必要とする人を支援し、再チャレンジの仕組みを整備する
- 5 持続的成長と財政健全化をともに実現する税制とする

2. 財政健全化への取組方針

プライマリーバランスの対象となる歳出総額については、高齢化等に伴う社会保障支出の累増に加え、リーマンショック後の緊急対応等で更に増加した。こうした中で、以前にも増して財政健全化が求められており、国・地方双方で徹底した取組が必要である。このため、社会保障以外の支出について、一層の重点化・効率化を進める。また、社会保障支出についても聖域とはせず、見直しに取り組む。歳入面においても、経済社会構造の変化を踏まえながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取組を進める。

(歳出の見直し)

歳出の重点化・効率化に当たっては、各年度において、経済成長の実現等の課題に重点を置くとともに、大胆なスクラップアンドビルドを行うことによりメリハリをつける。例えば、行政サービスのコスト低減・質の向上を進めるとともに、民間需要の誘発効果を高める。また、物価上昇が見込まれる中で、安易な歳出増とならないよう留意する。前政権の政策をしっかりと見直し、経済社会の構造変化に対応した歳出構造に転換する。

5年を経過した施策については、施策の必要性、効率性、有効性の検証を行った上で、その後の対応を判断する。

(中長期の財政健全化に向けて)

「三本の矢」により強い経済を実現し、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組む。

そうした取組の下、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指す。

(「中期財政計画」の策定等)

財政健全化目標達成に向けた取組を着実に進めることが重要であり、本基本方針等を踏まえた今後の取組内容を具体化した「中期財政計画」を早期に策定するとともに、中長期の経済財政の展望を示す。これらにより、財政健全化目標への道筋を明確にし、国民の安心や、国際社会、市場からの信認を確かなものとする。

2015年度の目標達成に向けては、歳出面では、義務的経費を含めて踏み込んだ見直しを行う。地方財政については、国の取組と歩調を合わせて抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、行政事業レビュー・政策評価の適切な反映などPDCAを徹底し、歳出の無駄の排除、予算の重点化・効率化と政策税制の適正化を進める。さらに、2020年度のプライマリーバランス黒字化に向けて、プライマリーバランスの対象となる歳出と歳入の対GDP比の乖離^{かい}を着実に解消していく必要がある。

また、経済成長を通じた税収増を図るとともに、税制抜本改革の実現について、昨年8月に成立した税制抜本改革法にのっとり、着実に取り組む。

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

歳出の重点化・効率化に当たっては、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。ここでは、個別の歳出分野として国の一般会計歳出に占める割合が高い社会保障、社会資本整備、地方財政を中心に、個別に基本的な考え方を示すが、他の分野においても、経済社会の構造変化に対応しつつ、歳出の重点化・効率化を進めていく。

(1) 持続可能な社会保障の実現に向けて

高齢化や医療の高度化等を背景に、社会保障の給付水準は名目成長率を大きく上回って上昇しており、公費負担が増大し財政赤字拡大の大きな要因になるとともに、後世代に負担を先送りすることとなっている。

国民皆保険制度を将来にわたり堅持し、国民の安心を支える社会保障制度を

持続可能なものとするため、以下の基本的考え方の下、健康長寿化、ICT化、後発医薬品の使用促進などを通じて、国民の健康が増進され、効率的に社会保障サービスが提供される体制を目指す。経済財政と社会保障の相互連関を踏まえ、こうした取組がマクロ経済と社会保障の給付と負担に与える影響について、経済財政諮問会議において定期的に検討を行う。

① 基本的考え方

● 健康長寿、生涯現役、頑張る者が報われる社会の構築

健康長寿、生涯現役に向けて社会の在り方を変え、高齢者の社会参加を促し、社会保障に過度に依存をしないで済む社会を構築する。また、子育て支援の充実、何でも挑戦できる環境の整備を通じて、女性、若者、高齢者、障害者等の社会参加を促し、社会保障の担い手を増やす。

● 目指すべき社会保障の規模は中福祉・中負担

自助、共助、公助のバランスを考え、給付・負担両面で人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平性が確保された制度へ変革し、堅固で持続可能な中福祉・中負担の社会保障を構築する。人生前半型の社会保障(子ども・子育て支援等)に取り組む。

● 時間軸を踏まえた改革の実施

実施可能性、効果の発現の時期に応じて、対応可能なものから実施する。中期的に効果が期待できるが、基盤整備や人材確保等に時間を要するものについては、計画の策定や見直しに早期に着手し、工程を明確化する。

● 医療・介護分野での ICT ビッグバン

健康管理、医療・介護サービスの質の向上・効率化に向け、5年間を目途とする医療 ICT 化の工程表を策定し、データ利活用の先進国になる。

● 地域の構造変化に対応した医療・介護の提供体制の再構築

地域ごとの実情に応じた医療・介護サービス等の提供体制を再構築する。広域行政での機能分担・連携・集約化、地域包括ケアを推進するとともに、国民健康保険(国保)の都道府県単位化などの保険者の在り方について検討を進める。

● 社会保障・税一体改革の推進

社会保障制度改革については、社会保障制度改革推進法⁴²に基づき、社会保障制度改革国民会議で議論を深め、更なる具体化に向け検討を進めるなど、社会保障・税一体改革を推進する。

⁴²「社会保障制度改革推進法」(平成 24 年法律第 64 号)

② 社会保障の主要分野における重点化

(健康・予防)

- 健康管理・疾病予防に向け、医療関連情報の電子化・利活用を推進するとともに、医療保険者による疾病予防の促進、並びに取組状況及び成果の情報公開を徹底する。
- ライフステージに応じた健康力の強化に向け、啓発活動、予防取組を推進するとともに、費用対効果を検証する。

(医療・介護)

- 電子レセプトの活用、診断群分類の活用を進める仕組みの構築、介護・医療関連情報の「見える化」の推進等を通じた医療・介護サービスの効率的・効果的な提供を実現する。
- 後発医薬品の使用促進については、早期に効果が発現するよう必要な対応を進める。
- 保険者機能強化については、国保の広域化を進めるとともに、保険者が外来受診の適正化等を図るための ICT を利活用できる環境を整備し、保険者にとって保険者機能を発揮するインセンティブがある仕組みづくり等を早急に行う。
- 医療提供体制の改革については、医療提供体制が地域のニーズに合致しているかを検証した上で、医療提供体制の効率化、平均在院日数の縮減を図るとともに、市町村が中心となって介護、医療、住まい、生活支援、予防にわたる支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進める。また、ICT を活用したエビデンスに基づく効果的な医療計画の策定や、医療法人間の合併や権利の移転等に関する制度改正を検討する。
- 高齢者医療の自己負担の見直しについて検討し、早期に結論を得る。⁴³

(年金)

- マクロ経済スライドについては、物価・賃金の上昇が想定される下で、特例水準を速やかに解消した後、法律にのっとり直ちに実施する。
- 来年実施される財政検証を踏まえ、健康長寿時代に対応した年金制度とする観点から、在職老齢年金制度の見直し等年金給付の在り方について検討する。
- 国民年金保険料の納付率向上等について幅広い観点から検討し、取組を推進する。

⁴³ 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)では「70～74 歳の医療費自己負担については、当面、1割負担を継続する措置を講じるが、本措置の在り方については、世代間の公平や高齢者に与える影響等について、低所得者対策等とあわせて引き続き検討し、早期に結論を得る」とされた。

(生活保護・生活困窮者支援)

- ・ 支援の在り方(加算制度や各種扶助の給付水準)を速やかに検討し、見直す。不適正・非効率な給付を是正する。
- ・ 働くことの可能な被保護者には、本人の就労へのインセンティブを強化するとともに、被保護者を取り巻く支援環境を整える。
- ・ 生活困窮者に対する早期支援と貧困の連鎖の防止対策を強化する。

(待機児童解消)

- ・ 「子ども・子育て支援新制度」⁴⁴の着実な実施への取組を進めるとともに、2年後の新制度を待たずに、地方自治体に対してできる限りの支援策を講じるため、「待機児童解消加速化プラン」を展開し、平成 25・26 年度の2年間を「緊急集中取組期間」として、約 20 万人分の保育の受け皿を集中的に整備し、平成 29 年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。
- ・ 「緊急集中取組期間」には、①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備、②保育士の処遇改善など保育士確保、③新制度の先取りとして 20 人未満の小規模保育や幼稚園での長時間預かり保育も新たに支援の対象とすること、④認可外保育施設を将来の認可を目指すことを前提に支援、⑤事業所内保育施設への支援、などの5本柱からなる総合的な支援パッケージにより、国として、意欲のある地方自治体を強力に支援する。

(2) 21 世紀型の社会資本整備に向けて

社会資本整備に当たっては、財政制約、人口構造等の変化、巨大災害・社会資本の老朽化への対応等の課題に直面しており、これまでとは違う新しい発想と仕組みで取り組む必要がある。こうした観点から、新たな社会資本整備の基本方針を策定する。その際、以下の基本的考え方と重点的取組を踏まえ、「施設ありき」ではなく、真に必要なサービスは何かという観点から、選択と集中を徹底し、適切なアセットマネジメントを行う。

(基本的考え方と重点的取組)

① 選択と集中の徹底実行へ

民需誘発効果や投資効率等を踏まえながら、選択と集中を徹底実行する。投資対象の選定、ハード・ソフト面の選択を含めて、大胆に民間提案を取り入れる。

- ・ 国は、国際競争力を強化するインフラ(首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾・三

⁴⁴「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)等子ども・子育て関連3法に基づくもの。

大都市圏環状道路等)、民需誘発効果や投資効率の高い社会資本を選択し集中投資する。また、ハード・ソフト面の選択を踏まえ、関係する予算の適正配分を進める。

- 産学官が参画する協議会等を活用し地域のイニシアティブにより、ハードとソフトの施策をパッケージ化する戦略を明確化する。優先順位を付けて民間資金の活用を含め関係者の連携により、戦略を推進する。国は、地域の創意工夫を支援する効果的な仕組みを検討する。地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す。
- 過疎地域、離島、半島を含む条件不利地域では、地域の将来展望を見据えて、国・地域の協力でハード・ソフト両面からの効率的対応を推進する。
- 総合評価(プログラム評価)を活用し、必要と考えられるサービスを生み出すプログラムを一体として評価し、必要性を判断し、その上でプログラムの中の事業・施策の必要性、優先順位を評価する。

② 新しく造ることから賢く使うことへ

社会資本の老朽化が急速に進展する中、民間提案を大胆に取り入れ、整備・管理における官民連携、総合的・広域的なアセットマネジメントを推進するほか、ライフサイクルの長期化・コスト低減等を通じて社会資本を効率的効果的に活用する。

- 今後策定する社会資本整備の基本方針に基づき、安全性を確保しつつトータルコストを縮減するため、維持管理技術の開発促進と導入、ストック情報の整備とICTの維持管理への利活用、長寿命化計画の策定推進、メンテナンスエンジニアリングの基盤強化とそのための体制整備等を進める。
- 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)を含め、ハード・ソフトの適正な選択、重点化・優先順位付けを行う取組を推進する。

③ 民間能力の活用等による効率的な社会資本整備

厳しい財政制約の下、国民にとって真に必要なサービスを提供する観点から、選択と集中の徹底、国・地方の適切な分担、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIへの抜本的転換、コスト構造の改善等を進める。

- PPP/PFIへの抜本的転換に向けたアクションプランの下、民間提案の活用、官民連携体制の構築、コンセッション方式の空港、上下水道、道路等への積極的導入を進めるほか、収益施設等を活用したPFI事業による維持管理・更新を推進し、PPPを活用した高速道路の大規模改修方策の導入について検討を進める。さらに、企業会計ベースの資産評価など財務情報の整備促進を図る。
- このようなPPP/PFIの抜本的改革に向けた各省庁・地方公共団体の取組を適切に評価し、官民連携効果の高い投資への重点化を図る。
- これまでのコスト構造改善の仕組み・内容を見直し、総合的なコストの縮減を図る。

るため、PPP/PFI の拡大、維持管理コストの縮減、入札・契約を始めとする調達改革、ICT 等の技術イノベーションの活用等、実効性のある取組を大胆に進める。

(3) 地方行財政制度の再構築に向けて

日本経済の再生と財政健全化の両立を実現するためには、地方財政を健全化し自立を促進することと、地方自治体が経済社会構造の変化に円滑に対応できるよう環境整備することが極めて重要となる。

① 基本的考え方

地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず、緊急的に創設された歳出特別枠等も存置されているなど、地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受けている。必要な財源を確保しながら、経済再生に合わせ、こうした危機対応モードから危機以前の状況、すなわち平時モードへの切替えを進めていく必要がある。

そのためには、今後の経済成長の動きと合わせた地方税収の確保や歳出の重点化・効率化などにより、地方財政を歳入面、歳出面から改革するとともに、地域活性化や経営改革にチャレンジする地方自治体が報われ、経済社会構造の変化に適切に対応することを可能とする地方行財政制度を整備していくことが重要である。

② 重点的取組

(地方財政の健全化、自立促進)

地方財政を健全化し自立を促進する。このため、地方税収を増やすなど歳入を充実し、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図るなど、歳入・歳出両面の改革に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを目指す。

-歳入改革-

- ・「日本再興戦略」・「地域の元気創造プラン」の推進等により、地方税収を増やす。
- ・社会保障・税一体改革を着実に推進する。
- ・「ふるさと寄附金制度」の一層の活用に向けた制度整備を進める。

-歳出改革-

- ・地方の安定的な財政運営に配慮しながら、地方歳出の質を高めるため、その重点化・効率化を図る。
- ・PPP/PFI の導入領域を大幅に拡大し、行政サービスの質の向上や効率性を高めるとともに、地方自治体の行財政改革を促していく。

-頑張る地方の支援-

- 地方分権を強力に推し進め地方の自由度を高めるとともに、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、頑張る地方を息長く支援するため一定程度の期間継続する。

(人口構造の変化等に適合した地方行財政制度の構築)

大都市における急速な高齢化や地方における過疎化の進展といった経済社会構造の変化に対し、国と県と市町村の役割分担等の再整理を進めるとともに、広域連携・広域での機能分担等が進むよう、制度面から仕組みを見直す。

- 定住自立圏構想を強力に進めていくため、圏域において各地方自治体が果たすべき役割に応じた適切な財政措置の在り方を検討する。
- 市町村と都道府県間や市町村間の連携を促進するため、市町村の事務の都道府県による補完や市町村間の水平連携を柔軟に行うことができる仕組みを構築する。
- 「公立病院改革プラン(5か年計画)」の進捗状況を評価し、総務省、厚生労働省が連携し、実効性ある公立病院の再編・ネットワーク化を推進する。

(地方における公共サービスの「可視化」の推進)

企業会計原則による公会計は、経営改革を進める上での基礎インフラであり、その導入を促進し、自治体財政の更なる「可視化」を推進する。あわせて、公共施設資産について、量・質両面から見直し、経営改革することが重要である。

- 地域レベルの身近なデータの利活用を促すとともに、自治体クラウドの取組を加速させ、地方自治体のオープンガバメント化を進める。
- ストックも含めた財務情報の透明化を進め、企業会計原則を前提とした地方公会計の整備を促進する。

4. 実効性ある PDCA の実行

政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。以下の取組を通じて実効性ある PDCA サイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図るとともに、政策目的に照らして効果の高いものに重点的に資源配分する。

- 経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な対象分野について、実行取組状況等を踏まえながら適時検討を行い、PDCA の実効性向上を図る。その後も、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、重点課題に係る政策について、PDCA の徹底(総合的な観点からの評価を重視)、エビデンスに基づく政策評価を確立する。あわせて、こうした評価に必要な統計整備を各政策実施府省において進める。

- 各府省において政策評価と行政事業レビューの連携強化を図り一体的な取組を促進する。第三者評価等を通じて政策効果を客観的に確認する等により、PDCA を確実に実行し、資源配分を大胆に見直し、歳出を固定化させない。また、政策評価を形式的なものとなせず、効率的に行うため、メリハリのある取組を進める。
- 内閣の主要な政策分野の会議においては、それぞれの政策分野の司令塔として各種計画・プログラムにおける PDCA サイクルの推進を徹底する。
- 発足後5年を経過した規制に係る事前評価制度の改善について引き続き検討するとともに、政策税制の政策評価については租特透明化法⁴⁵に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図る。
- 予算執行の効率化・適正化・透明化に向けて、現在の「国の財務書類」等の作成・公表の取組を進めるとともに、PDCA サイクルでの活用を視野に入れつつ、政策別コスト情報等の開示の更なる改善に取り組む。

⁴⁵「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(平成 22 年法律第8号)

第4章 平成 26 年度予算編成に向けた基本的考え方

1. 景気の現状と経済の先行き

我が国経済は、着実に持ち直している。平成 25 年度においては、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」に一体的に取り組むことにより、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、民需主導の景気回復が進むと見込まれる。

平成 26 年度においては、世界経済の回復が期待される中、第1章2. (6)の経済財政運営の考え方に基づく施策の推進により、引き続き民需に支えられた、雇用や所得の増加を伴う景気回復が続くことが期待される。ただし、先行きのリスクとして、海外経済の動向、金融資本市場の動向、電力供給の制約等があることに留意する必要がある。

2. 中長期の経済財政の展望を踏まえた取組

相互に関連する経済と財政について、定量的な分析や試算を活用しつつ、中長期的に一体的かつ整合的に展望し、政策運営や制度改革等を検討することが重要である。こうしたことから、毎年度の予算は、日本経済再生と財政健全化の双方を実現する道筋を踏まえて、編成される必要がある。

このため、2020 年頃までを展望した「中長期の経済財政試算」を示し、名目・実質 GDP、物価動向等の将来展望を明らかにするとともに、第1章2. (6)で示した中長期的に目指すマクロ経済の姿の動向をフォローアップする。あわせて、財政健全化目標達成に向けた国・地方の取組を具体化した「中期財政計画」を策定する。

3. 平成 26 年度予算編成の在り方

平成 26 年度予算については、中期財政計画等に基づき、平成 25 年度予算に引き続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。

その際、本基本方針や「日本再興戦略」を踏まえ、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。

社会保障については、少子高齢化が進展する中で、将来にわたり持続可能な制度の構築に取り組む。国民負担の増大を極力抑制する観点から、後発医薬品の使用促進を始めとする医療費適正化や ICT 化の推進など社会保障の重点化を進めるとともに、頑張る者が報われる社会の構築に取り組む。

社会資本整備については、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災等の諸課題に対し、ソフト施策と連携しつつ、投資効果の高い事業への重点化を図るとともに、効率的なアセットマネジメントを推進する。また、受益者負担の考え方のもと、民間の資金・ノウハウを引き出す官民連携の案件形成に取り組む。

地方財政については、今後、第3章で示した基本的な考え方や中期財政計画で示される国・地方の財政健全化に向けた取組内容を踏まえて、国の取組と歩調を合わせて抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方交付税において頑張る地方を支援するための算定の仕組みを取り入れる。

さらに、第2章6. 並びに第3章3. 及び4. を踏まえ、各分野にわたる財政の質の向上を進めるとともに、行財政改革及び実効性あるPDCA サイクルを推進する。

4. 今後の取組

民需主導の持続的成長と財政健全化の両立に向けた道筋を明らかにするため、今夏に、次年度の経済財政の姿と予算に係る「予算の全体像」を経済財政諮問会議において取りまとめるとともに、中長期の経済財政試算を示し、中期財政計画及び概算要求基準を策定する。

本年秋には、消費税率の引上げに関して、税制抜本改革法附則第18条にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行う。経済財政諮問会議では、経済状況等の総合的な勘案に向けた必要な検討を行う。

本章に掲げた基本的考え方に基づき、経済財政諮問会議等で更に議論を深め、平成26年度予算編成の基本方針及び平成26年度政府経済見通しを策定した上で、平成26年度予算案を決定する。また、経済財政諮問会議において、引き続き経済財政の動向の点検を行いながら、中長期の経済財政政策について審議する。

(参考)

国内総生産（GDP）と国民総所得（GNI）の関係

	名目	実質
国内総生産 (GDP)	<ul style="list-style-type: none">国内で生産されたモノやサービスの付加価値の総額について、取引時点の物価で評価したもの。	<ul style="list-style-type: none">国内で生産されたモノやサービスの付加価値の総額について、基準時点の物価で生産数量を評価したもの。
国民総所得 (GNI)	<ul style="list-style-type: none">国民（居住者）が受け取った所得（雇用者報酬、財産所得、企業所得等）の総額について、取引時点の物価で評価したもの。^(注1)名目 GNI = 名目 GDP + 海外からの名目所得の純受取	<ul style="list-style-type: none">国民（居住者）が受け取った所得（雇用者報酬、財産所得、企業所得等）の総額について、基準時点の物価で購買力を評価したもの。実質 GNI = 実質 GDP + 海外からの実質所得の純受取 + 交易利得・損失^(注2)

(注1) 2011年度(確報)の名目GNI(488兆円)は、雇用者報酬(245兆円、構成比50%)、財産所得(非企業部門)(20兆円、同4%)、企業所得(82兆円、同17%)等で構成されている。

(注2) 交易利得・損失とは、基準時点からの交易条件(輸出物価と輸入物価の比)の変化による購買力(実質所得)の変化を表す。

交易条件が改善する(輸出物価と輸入物価の比が大きくなる)場合、交易利得・損失の変化は実質GNIの増加に寄与する。